

長野県告示第239号

長野地方法務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく地図作成に係る基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年12月15日から平成29年3月21日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第240号

松川村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量
地形図修正 地図情報レベル2500
地形図修正 地図情報レベル10000
- 2 作業期間
平成28年10月12日から平成29年3月10日まで
- 3 作業地域
北安曇郡松川村

建設政策課

長野県告示第241号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成29年4月10日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人長野県建築士会 長野支部	長野市大字南長野南県町686-1 長野建設事務所建築課内	長野市大字南長野南県町686-1 長野建設事務所建築課内 一般社団法人長野県建築士会 長野支部
旧	一般社団法人長野県建築士会 長野支部	長野市緑町1605-14 長野ダイヤモンドビル1F	長野市緑町1605-14 長野ダイヤモンドビル1F 一般社団法人長野県建築士会 長野支部

会 計 課

長野県告示第242号

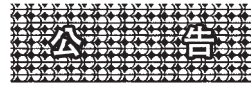
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成29年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 山 中 崇
(2) 住所 長野県安曇野市豊科光1958番地21
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局



公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験の日時及び場所
(1) 日時
平成29年9月6日（水） 午後1時から午後3時まで
(2) 場所
保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。
- 2 試験の科目及び方法
次の科目について、筆記試験により行います。
公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論
- 3 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの
- 4 受験手続
(1) 提出書類等
ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）
イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)
エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成28年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成29年7月4日(火)から平成29年7月6日(木)まで(郵送による場合は、平成29年7月6日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、82円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

平成29年10月4日(水)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成29年9月6日(水) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓

衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの

- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものの

- (3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。)若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。)若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、平成28年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成29年7月4日(火)から平成29年7月6日(木)まで(郵送による場合は、平成29年7月6日までの消印のあるものに限り受け付けます。その際、82円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合にあっては、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

平成29年10月4日(水)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- (1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部守一

1 試験日時

平成29年8月8日(火) 午前10時から正午まで

2 試験場所

試験地	試験場
上田市	長野県上田合同庁舎(上田市材木町1-2-6)
飯田市	長野県飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)
松本市	長野県松本合同庁舎(松本市島立1020)
長野市	長野県庁(長野市南長野幅下692-2)

3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質、貯蔵並びにその他取扱い方法
- (2) 実地試験(筆記方式)
 - 毒物及び劇物の識別並びに取扱い方法

5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6 受験手続

- (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)
- (2) 受験手数料
 - 10,800円(長野県収入証紙により納付してください。)
- (3) 受付期間
 - 平成29年6月1日(木)から6月14日(水)までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成29年6月14日までの消印があるものに限り受け付けます。)
- (4) 受付場所
 - ア 次の表に掲げる保健福祉事務所又は長野市保健所

名称	所在地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課(県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要)

- (5) 受験票の交付
 - 受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。
- (6) 注意事項
 - ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
 - イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。
- 7 合格発表
 - 平成29年9月11日(月)午前9時に長野県内の保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。
- 8 その他
 - (1) 受験願書に記載していただく個人情報、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等をすることはありません。
 - (2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についてのお問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

平成29年4月11日、上伊那郡西天竜土地改良区の管理規程の変更を認可しました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成29年4月11日、千ヶ滝湯川用水土地改良区の定款変更を認可しました。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

上田市坂城町欠口土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月20日

長野県上田地域振興局長 佐藤 則之

理事

新任

氏名 住所
梅原 康治 上田市下塩尻745番地

退任

氏名 住所

足立 則 男 上田市下塩尻753番地 6

農地整備課

公告

伊那市六道原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月20日

長野県上伊那地域振興局長 堀田 文 雄

理事

新任

氏 名 住 所
平澤 一 利 伊那市野底7588番地 3

退任

氏 名 住 所
平澤 文 博 伊那市野底7566番地 1

農地整備課

公告

長野県梓川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月20日

長野県松本地域振興局長 吉川 篤 明

理事

新任

氏 名 住 所
百瀬 淳 一 松本市大字島立3353番地
鶴見 久 安曇野市三郷温2754番地 4
細田 禎 彦 安曇野市豊科807番地

退任

氏 名 住 所
遠藤 忠 彦 松本市大字島立4817番地口の 1
飯沼 勇 治 安曇野市三郷明盛4955番地
降旗 喜久男 安曇野市豊科高家5243番地

農地整備課

公告

安曇野市烏川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月20日

長野県松本地域振興局長 吉川 篤 明

理事

新任

氏 名 住 所
山田 正 利 安曇野市穂高7530番地
宮島 大 高 安曇野市穂高牧522番地 1
望月 恒 雄 安曇野市穂高柏原2950番地
宮尾 忠 重 安曇野市穂高柏原2589番地 1
望月 幸 雄 安曇野市堀金烏川1617番地

北林 幹 男 安曇野市堀金烏川1909番地
宮澤 友 一 安曇野市堀金三田1206番地

重任

氏 名 住 所
荻原 直 登 安曇野市穂高7913番地 2
浅川 義 明 安曇野市穂高柏原3596番地 3
山口 一 栄 安曇野市堀金烏川851番地
唐澤 守 安曇野市堀金烏川5396番地 2
高橋 一 芳 安曇野市堀金三田1727番地

退任

氏 名 住 所
藤原 大 令 安曇野市穂高牧648番地
海川 忠 實 安曇野市穂高柏原3153番地 1
下里 宏 安曇野市穂高柏原2118番地12
飯沼 清 安曇野市穂高7337番地
丸山 忠 志 安曇野市堀金烏川1122番地 1
唐澤 和 樹 安曇野市堀金烏川2336番地
三澤 明 石 安曇野市堀金三田1342番地

農地整備課

公告

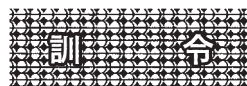
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月20日

長野県北信建設事務所長 木下 昌 明

- 1 許可番号
平成28年7月25日 長野県北信地方事務所指令28北信地建第14-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
中野市大字新井字若宮境353、354、358-1、360-6の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下高井郡木島平村大字穂高3115番地 1
社会福祉法人みゆき福祉会 理事長 堀内 前

都市・まちづくり課



長野県訓令第17号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程(昭和32年長野県訓令第1号)の一部を次のように改正します。

平成29年4月20日

長野県知事 阿部 守 一

別表第1中「行政改革課長 文化政策課長」を「文化政策課長」に改める。

情報公開・法務課